

強引な訪問販売に注意！ ～ 布団の処分や点検を口実に ～

Q 「処分してもよい布団はないか」と男性が訪問してきた。押し入れにある座布団を引き取ってもらおうとしたら、業者が勝手に上がり込んで、押し入れから羽毛布団を出し「このままではダメになるからリフォームしたほうがよい」と強く勧められた。根負けして契約をしたら13万円だと言われた。年金生活で払うのは無理。

(70歳代・女性)

A 翌日、相談に来られたのでクーリング・オフ期間であると伝え、手続きを取ることにしました。処分や点検と言って布団のリフォームや購入契約を迫る恐れがあります。突然の訪問業者を安易に家の中に上げるのは注意が必要です。一人で対応せず、家族や周囲の人に同席してもらいましょう。処分に関しては自治体のルールに従いましょう。話が違ふ・必要ないと思ったらはっきり断りましょう。変だな・困ったときは消費生活センターにご相談ください。

消費生活の
ご相談は

美幌町消費生活センター（しゃきっとプラザ 2階）

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）